

由利本荘市林業資格取得等支援事業費補助金交付要綱

令和 3 年 7 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、森林管理を行う専門的かつ高度な知識を有する担い手の育成を図るため、林業に必要な安全教育や技能講習を受講する場合に必要な経費に対して補助を行うことを目的とする。

2 この補助金の交付に関しては、由利本荘市補助金等の適正に関する条例（平成 17 年由利本荘市条例第 53 号。以下「条例」という。）、由利本荘市財務規則（平成 17 年由利本荘市規則第 40 号）及び由利本荘市補助金等の適正に関する規則（平成 17 年由利本荘市規則第 41 号）（以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業者)

第 2 条 補助対象事業者は、由利本荘市に住所を有する者及び由利本荘市管内に事業所若しくは営業所を有する林業事業体等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象外とする。

(1) 国・県または財団法人等から同一目的の補助金等の交付を受けた者若しくは交付の決定を受けた者

(補助対象事業)

第 3 条 補助対象事業は、次に掲げるもののほか、市長が認めるものとする。

項目	種類
林業架線作業主任者免許	免許
地山の掘削作業及び土止め支保工作業主任者技能講習	技能講習
はい作業主任者技能講習	技能講習
車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転技能講習	技能講習
不整地運搬車運転技能講習	技能講習
フォークリフト運転技能講習	技能講習
小型移動式クレーン運転技能講習	技能講習
玉掛技能講習	技能講習
伐木等の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習

機械集材装置の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）運転に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
伐木等機械の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
走行集材機械の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
簡易架線集材装置等の運転の業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
移動式クレーン運転業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
移動式クレーン玉掛業務に係る特別教育	安全衛生特別教育講習
刈払機取扱作業安全衛生教育	安全衛生教育講習
チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
チェーンソー以外の振動工具取扱作業安全衛生教育	安全衛生教育講習
機械装置集材装置運転業務従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
林内作業車を使用する集材作業従事者安全衛生教育	安全衛生教育講習
造林作業の作業指揮者等安全衛生教育	安全衛生教育講習
林業リスクアセスメント実務研修	安全衛生教育講習

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、前条に掲げる受講料または受験料等とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、補助限度額は1人あたり5万円、1林業事業体あたり25万円を上限とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、予算の範囲内で市長の定めた額とする。

（補助金の申請等の手続）

第6条 補助金交付の申請、決定、報告等の手続については、条例、規則に定めるところによる。

2 補助金の交付額に変更がない場合は、変更申請の手続きは必要ないものとする。

（補助事業の実施期間）

第7条 補助事業の実施期間は、令和7年3月31日までとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。